



電子計算機

証拠能力を保有しながら実際の利用面を重視したことに特徴をもっている。40年度は、建築局図面3万2千枚、文書37万3千枚のマイクロフィルム化を実施したが、これらは、わずか2分～5分でとり出すことができる。

このほか事務改善として、庁用車の集中管理とメイルカー・システムの実施をあげることができる。庁用車の集中管理とは、従来各局に所属していた自動車と運転手を、38年12月より輸送事務所に一元的に集中管理し、自動車利用の効率化をはかったことである。これにより配車のアンバランスはなくなり自動車の均衡稼働が実現し、備車は減少し、事務的にも経営的にも節約化・能率化することができた。現在、市会事務局・水道局・交通局・出先機関を除く乗用車・貨物車88台の集中的な管理、運営を行なっている。

メイルカー・システムとは、本庁と区役所など出先機関の文書交換を、自動車を使って定期的に行なう方式で、39年6月にスタートした。それまでは使送

者と呼ばれる職員490人が個々に運んでいたが、能率が悪く、じん速・正確な交換とはいえなかった。そこで、677事業所のうち477事業所を130事業所程にしぼり、4コースにわけて1日2回（事業所によっては1回）、メイルカーによる文書交換に改め、効果をあげている。

②——市民の健康をまもる仕事

〈子どもたちの健康〉——市民の健康をまもる仕事の第1歩は、乳幼児をはじめとする小さな市民たちの心身両面にわたる成長を助けていくことにあつる。まず子どもをおなかにかかえた母親に対しては、各保健所で母親教室の開催や妊娠中毒症の妊婦の家庭訪問指導を行ない、母子衛生の確保につとめるとともに、乳児については委嘱助産婦による新生児訪問指導を行なっている。39年からは新しく無料育児相談制度をもうけた。これは母子手帳に育児相談受診券を二枚添付し、近くの医院で無料で保健指導をうけられるようにしたもので、これによってすべての母親は短時間に、簡単に専門的相談に行ける



予防接種

ようになった。横浜医師会の協力によって同年7月から、全国ではじめての制度として発足した。

「3歳までの育児過程が将来の人間形成のうえに決定的な役割りを果たす」というのが新しい医学の定説である。そのうち、とりわけ3歳児は心もからだも一人前の特徴をそなえてくる基礎工事の時期だといえる。そのため「3歳児健康診査」を3歳児全般に広げていく運動とともに、39年度から小児科医師、精神科医師、心理判定員、保健婦による重点検診チームを編成し、身体的健康診査ばかりでなく、発育、知能、しつけ、児童心理、家庭環境、生活習慣などに及ぶ3歳児の心身両面の検診をはじめた。現在までに重点検診地区は全市の半数以上に及んでいる。3歳児検診でなんらかの異状を発見された子どもについては適切な指導がなされるとともに、39年度より精密検診を必要とする子どもにその費用全額を助成する措置をとっている。

それと同時に、40年度から「3歳児母親学級」を開

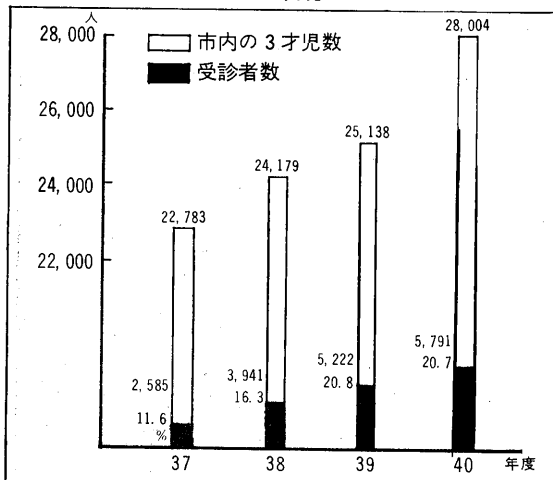
催し、3歳児検診をうけた子のうち、主として要指導または要精密検診と診査された子の母親を対象として、発育、栄養、精神発達、事故防止などをふくむ新しい講座を実施している。市内を5ブロックに分け、4日間連続のクラスで若い母親たちが熱心に参加している。

また、39年度より全国にさがかけて、ジフテリア、百日セキ、急性灰白髄炎、日本脳炎などの予防接種をすべて無料とする措置がとられた。伝染病を排除することは、市民の健康管理の基礎的な条件でなければならない。40年度では年間延145万人の人々が予防接種をうけている。さらに、保土ヶ谷、港北、戸塚の3保健所に車と自動皮下噴射注射器ハイジェッターを整備し、機動力の充実を図った。

41年度からは育成医療として心臓疾患の子どもの医療費助成をはじめた。41年度は104万円で、1人10万円ずつ10人分の医療費を計上している。心臓疾患の子どもたちに対する医療技術は高まってきているが、医療費が高く医療に手がとどかないのが悩みだった。従来の肢体不自由児に対する育成医療とともに、不幸な子どもたちをすくう重要な役割をはたすことになる。

このほか41年度には特別設計の予防接種車1台を購

■図2-2-2 3才児検診の状況



出所：衛生局資料

■表2-2-3 無料育児相談の状況

年度別	市内の乳児数	育児相談件数
昭和39年度 (7月～3月)	18,940 人	5,315 件
40年度	31,500	23,187
41年度	34,000	—

出所：衛生局資料

注：医師会へ委託して相談を実施する。母子手帳に添付された育児相談受診券で近所の医院へ行って相談をうけることができる。



入整備し、郊外部に住む市民のところへ出向き、車内で衛生的な条件のもとで、集団予防接種が行なえるようになった。5月からフルに活躍している。おとなの健康管理、成人病対策も重要である。35歳以上の死因の上位に中枢神経系の血管損傷とならんで悪性新生物（ガン）がおどり出て10年以上になる。本市では36年からガン相談事業にとりくんできたが、39年5月規則を改正し、従来検査項目と市民税負担額によって異っていたガン検査費を全額公費負担とした。また65歳以上の老人の健康診査を、市

内の病院11カ所を指定して全額公費で行なう措置をとった。

〈保健所の活動〉——市民の健康は各区ある保健所で直接ささえられているとあってよい。人が生れてから死ぬまでの保健指導や健康管理、伝染病の予防、ハエ、ネズミの駆除対策から食品や環境衛生の確保、公害対策その他もろもろの衛生業務が保健所を窓口として行なわれている。

保健所には医師以下衛生業務にたずさわる職員がいるが、乳幼児対策と成人病対策を実際に地区で行なうのは保健婦、生活環境指導員、助産婦それに栄養士である。とくに現在101名（39年度末）の保健婦は、各地域に積極的に出かけ、家庭訪問し罹病後の指導、健康増進のための指導をになっている。39年度に延1万8千世帯を訪問指導している。

市内の伝染病発生は目立ってへってきた。ところが赤痢については40年の全法定伝染病の約4分の3を占め、季節に関係なく発生するという特徴を示している。また外食、集団給食の機会がふえたことから

■表2-2-4 法定伝染病発生と死亡数

年 度	赤 痢	疫 痢	腸チフス	パラチフス	猩 紅 熱	ジフテリア	流 脳	日本脳炎	急 性 灰 髄 炎	計
昭和31年	1,074 (8)	204 (52)	43 (2)	57 (2)	252 (3)	87 (1)	12 (4)	70 (23)	—	1,799 (95)
32年	801 (9)	124 (42)	14 (3)	5	257	117 (5)	24 (7)	32 (10)	—	1,374 (76)
33年	1,026 (10)	103 (28)	16	9	250	109 (6)	17 (3)	35 (11)	—	1,565 (58)
34年	979 (5)	75 (18)	14	2	146	75 (2)	14 (3)	39 (9)	16 (2)	1,360 (39)
35年	833 (7)	60 (15)	12	1	113	67 (2)	9 (4)	26 (4)	23 (2)	1,244 (34)
36年	803 (2)	40 (8)	18 (1)	—	98	53 (2)	9 (2)	25 (6)	35 (3)	1,081 (24)
37年	931 (7)	15 (3)	4	1	204	51 (1)	10 (1)	40 (9)	5 (1)	1,261 (22)
38年	558 (2)	10	7	1	282	24	6 (1)	4 (1)	1	883 (4)
39年	675 (3)	15 (4)	4	—	209 (1)	12	2 (1)	12 (4)	—	929 (13)
40年	480	3	4	2	159	10	3 (1)	11 (6)	—	672 (7)

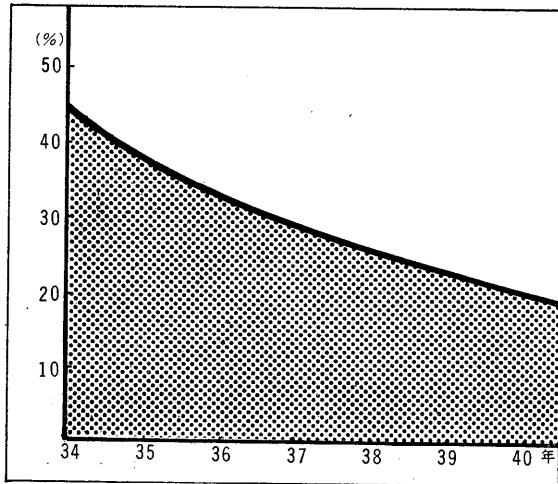
出所：衛生局資料

注（ ）内は死亡者数

患者発生の数はへってはいるものの、一件当りの患者数はふえている。こうした伝染病の感染源をたちきり、健康な衛生環境を確保するのが、食品衛生や環境衛生監視員の仕事である。各保健所には食品衛生監視員が38名、環境衛生監視員が13名いて、飲食店などの店舗や食品工場の監視指導、食品や包装など化学検査を行ったり、旅館、クリーニング業などの衛生的な条件で営まれているかを監視している。

つぎに、市民の身近な環境を清潔にしようとしているのが、そ族こん虫駆除衛生班で、各保健所にあわせて166名いる。その名のとおり病気の発生源であるねずみ、蚊などを一掃するため、市内各地の地区衛生組織を指導、助成をになうとともに、薬剤散布車11台を各地に配置し、作業を行なっている。こうした地域における衛生活動はめざましい効果を見せている(図2-2-3)。

■図2-2-3 「かや」を必要とする世帯の率



出所：衛生局資料
保健所の指導で地域衛生活動が行われた地域ではカヤハエの発生が少なくなった。

〈7大都市で一番安い国民健康保険料〉——昭

和36年4月から横浜市は国民健康保険を実施した。国保は職場における組合健康保険などの職域保険に加入していない人たちを対象にしている。そのため主たる加入者は無職の人、自営業やその家族従業者、それに健保も通用されないような小企業の従業員などが対象となっている。

36年に発足以来、これらの人々の医療保障制度として重要な役割をはたしてきた。

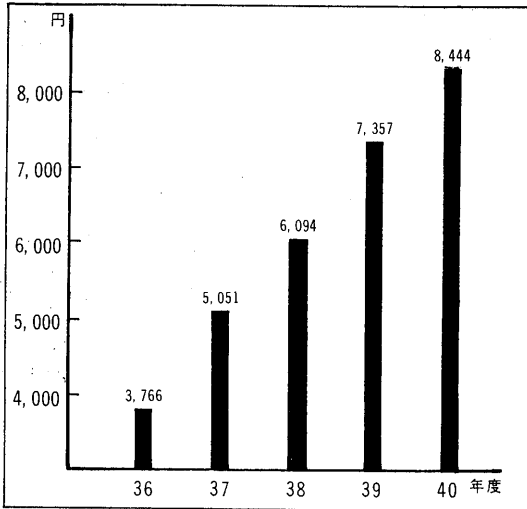
被保健者の数は36年の28万2千人から41年4月現在で37万6千人と非常なふえ方をしている。世帯数で見れば、市内全世帯の24%が国保に加入していることになる。被保険者が病気やけがで病院にかかる場合、病院に払う医療費は、保険者である横浜市負担分と被保険者が病院窓口で払う本人負担分とに分かれるが、横浜市負担分を国保給付率という。横浜市国保の給付率は世帯主、世帯員とも7割となっており、これは他都市にくらべて相当高いものとなっている。36年発足したときは世帯主7割、世帯員5割だったのを、38年9月から現行どおり改めたもので

■表2-2-5 都市別国民健康保険料と給付率 41年度

市別	1人当り 保険料	給付率	
		世帯主	世帯員
横浜市	1,375 円	70 %	70 %
名古屋市	2,300	80	50
京都市	3,607	70	50
大阪市	2,737	80	50
神戸市	2,634	70	60
北九州市	2,286	70	50
川崎市	2,508	70	70
仙台市	3,170	70	50

出所：民生局資料

■図2-2-4 国民健康保険被保険者の1人当り医療費



ある。

一方、被保険者が納める保険料は、41年度年内1人当り1,375円となっており、他都市が2,300円から3,600円ぐらいまで徴収しているのと比較して、安いことでは第1となっている。

しかし、職域保険に加入できない人々に役にたっている国保も、財政の章でみたように、最近その台所はきわめて苦しくなってきた。原因はいくつかあるがその1は医縁費のあいつぐ値上げで医療費支出がふえたため、そのため全国の国保はすべて大きな赤字をかかえていること。その2は、国保は社会保障の一環として国の責任が重要であるが、国の負担額は総医療費の25%にすぎず、国保運営の事務費も全額出すたてまえが3分の1以下にしかないことである。第3としては、医療費の値上りのなかで、国保被保険者の受診率も高まり、36年度には年間1人当り2.5回だったのが40年度には3.7回にも上り、医療費も40年度には1人当り8,444円と36年度

当時の2倍以上にふえていることなどである。

国保はもともと職域保険とは対象者も目的もことなっている。国の負担増の要求など根本的な対策を検討している段階である。

〈医療施設の充実〉——市内の病院等の医療施設は39年末現在で病院88カ所、一般診療所1,169カ所で、35年と比べて全体で150の病院診療所がふえたことになる。これをベット数でみれば、1万1,600から1万4,152と2,500床ふえているが、人口とあわせてみるとベット数の増加は人口増に追いつかないのが悩みである。

横浜市の管理する病院には横浜市大医学部病院、市民病院、港湾病院、万治病院などがあるが、市民の医療施設としての内容を充実させるため、現在増設にかかっている。

まず岡沢町にある市民病院については、予算6億9千万円、39～42年度の継続事業で、鉄筋地下1階、地上5階の新病棟をふくむ増築をしている。増築延面積は2,197坪で精神科を新設するほかベッド数は192床から400床にふえることになる。

また市立港湾病院は、現在計画の段階であるが、約9億円で地下1階、地上6階、増築延建坪2,645坪の新病棟の増数を考えており、これが実現されればベッド数は現在の120床から400床にふえることになる。

さらに横浜市大医学部病院については、予算26億4千万円で、鉄筋で延7,150坪、地下2階、地上12階の病棟をふくむ増設を行っており、40年着工し44年までで完成させようとしている。これによって医療施設の内容が全般に充実されるほか、ベッド数は

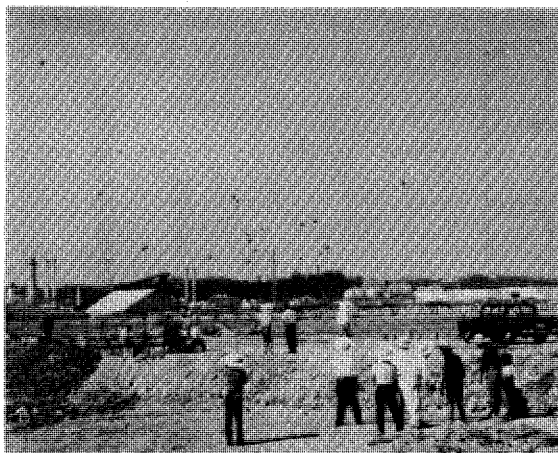
現在の542床から1,000床にふえる予定である。

27年より開設していた横浜市産院は老朽したので、新しく予算総額1億1千万円で、39年に改築工事に着工し、40年3月に完成、横浜市愛児センターと改称し、40年5月から事業を再開している。産科ベット30床、新生児ベット30床をもつ近代的な産院である。

④——公害から市民をまもる

〈横浜の公害防止原則〉——今日、大都市の生活環境は、工場の煙突から吐き出されるばい煙や亜硫酸ガス、工場や家庭からの廃水、こうした大気汚染や水汚染、さらに騒音や振動、悪臭、さてまた自動車から出される排気ガスなど、多くの公害の恐威をうけている。

横浜における公害の特徴は一口にいえば工場公害ということになる。臨海部に集中した石油化学、製鉄、薬品、機械工業などの大小工場のばい煙や、廃水、騒音などが直接に、または累積して市民に被害を及ぼしている。もっとも浴場や事務所、一般家庭から排出されるばい煙や廃水も無規してはならない。最近数年間、全国各地で公害問題で企業と住民とが争うといった事態がみられる。企業が公害を発生させながら企業活動をする事は許されないことである。というよりは、大都市においては、企業が自己の負担で、煙突に集じん装置をつけ、燃焼施設に脱硫装置をつけ、廃水処理施設などを整備して公害を排除する態勢をとっていくことが、すでに、企業の生産活動を高め、繁栄していくための基本条件になってきたといえることができよう。企業と市民とが共存していく条件が積極的に作りだされていか



磯子埋立地で気流観測

ねばならない。

39年12月、市に公害センターが設置され、横浜における公害対策がはっきりとした目標をもってすすみはじめた。それは市と市民が手をつないで、企業と協議して公害対策をすすめていこうということであった。市と市民と企業が話しあって、公害発生源に最大限に可能な防除装置を取りつけ、生活環境をまもっていく。それは大都市における市民と企業との新しい共存策である。しかし、その場合にも、公害対策のイニシアチブはあくまで市と市民がもっていなければならない。このような公害対策のすすめ方を「横浜方式」ということができる。

〈公害の現状〉——ここで横浜の公害の現状をみておこう。まず降下バイジン量をみると、40年1月から12月までに、年間平均値では工業地域の最高は18.3トン（1カ月1平方キロメートル当りのトン数）、最低は9.0トン、商住地域では最高8.4トン、最低4.8トンとなっており、全般的には工場の燃料転換や、集塵器の設置などにより漸減の傾向にあ